

阿南市観光協会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は阿南市観光協会と称し、事務所を阿南市役所内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、市内の観光事業団体の連絡指導機関として、県内外観光団体と密接なる連絡をとり、観光資源の調査研究並びにその宣伝紹介及び観光施設の整備改善、その他観光事業の振興を図り、併せて地方文化・産業の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市内観光事業関係団体の相互連絡と指導、並びに県内外観光機関との連絡
- (2) 観光事業の計画及び促進
- (3) 観光事業並びに観光資源の調査・研究
- (4) 観光資源の整備改善及び保存
- (5) 観光地の選定並びにその紹介宣伝、及び観光客の誘致
- (6) 観光資料の収集配布
- (7) 土産品・特産品の斡旋並びに開発
- (8) 観光思想の啓もう及び普及
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に関係のある各種団体と、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

- 2 本会の会員は、正会員・特別会員及び賛助会員とする。
- 3 正会員は、観光事業に関係ある各種団体及び事業者とする。
- 4 特別会員は、理事会において推薦するものとする。
- 5 賛助会員は、本会の趣旨に賛同するものとする。

(入 会)

第5条 会員になろうとするものは、書面で本会に入会の申し込みをし、随時入会することができる。

(会 費)

第6条 正会員及び賛助会員については、所定の会費を納入しなければならない。

2 会費の額、その徴収方法、その他必要な事項は総会において定める。

(退 会)

第7条 本会を脱退しようとするものは、その理由を述べて随時退会することができる。

2 本会員で会費の納付を怠ったものは、会員の資格を喪失することがある。

3 会員は、その資格を失った場合、すでに納付した会費の返還を求めることはできない。

第3章 役員及び職員

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名

理 事 25名以内（うち常任理事10名以内）

監 事 3名

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 常任理事は、理事の互選による。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 会長・副会長及び理事は、理事会を組織して、この会則の規定及び総会の決議に従い本会の業務を執行する。また、常任理事は業務の立案を行う。

4 監事は、業務執行の状況及び本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とする。但し、補欠によって選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、すべて再任を妨げない。

3 役員の仕事満了の場合といえども新役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(事務局及び職員)

第12条 本会に事務局を設置し、必要な職員を置く。

- 2 事務局に職員若干名を置き、会長が任命する。
- 3 事務局の職員は、本会の事務を執行する。

第4章 参与及び顧問

(参与)

第13条 本会に参与若干名を置く。

- 2 参与は、重要事項に参与する。
- 3 参与は、学識経験のある者の中から理事会の推薦によって会長が委嘱する。
- 4 参与の任期は2年とする。

(顧問)

第14条 本会に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、本会の事業の遂行に関する重要事項につき諮問に応ずる。
- 3 顧問は、学識経験のある者及び本会に功労のある者の中から、会長が総会の承認を得て委嘱する。
- 4 顧問の任期は2年とする。

第5章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会の議事及び招集)

第16条 総会は、この会則に定める事項及び重要な事項を審議する。

- 2 総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。
- 3 臨時総会は、必要に応じ理事会の議決により会長が招集する。
- 4 総会員数の3分の1以上から会議の目的事項を記載した書面を会長に提出して臨時総会の招集の要求があった場合は、会長は3週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の通知)

第17条 会長は、総会の日時・場所及び総会に提出する議案を理事会の議決を経て、少なくとも総会を開催する日の1週間前までに全員に通知しなければならない。但し、その通知状発送後に緊急を要する付議事項が生じたときは、会長は理事会の議決を経て直ちにこれを総会に付することができる。

(総会の議事運営)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 総会は、会員の4分の1以上出席がなければ成立しない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数の議決を以って決める。可否同数のときは、議長がこれを決定する。但し、第7条の規定による会員の資格喪失、また会則の変更及び解散については、出席会員の3分の2以上の議決を必要とする。

(総会の議決権)

第19条 総会に出席しない会員は、委任状を以って会員の議決権を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

3 会員は、総会において1個の議決権を有する。

(総会の議事録)

第20条 会長は、総会終了後速やかにその議事録を作成して、本会事務所に備えておかなければならない。

2 前項の議事録には、その総会の議長並びに当該総会に出席した会員2名以上の署名押印を必要とする。

(理事会の招集)

第21条 理事会は、3分の1以上の同意があるときは、いつでも会長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。

2 理事会の招集は、会日の5日前までに日時及び場所を各理事に通知して、行うものとする。

(理事会の議事)

第22条 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。

2 理事会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

3 理事会の議事録については、第20条の規定を準用する。

第6章 会 計

(経 費)

第23条 本会の経費は、会員の会費・補助金・寄付金・その他をもって充てる。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第25条 会長は、毎年度における収支決算書及び事業報告書並びにその年度の収支予算案を総会に提出して、その承認を受けなければならない。

(報告)

第26条 監事は、総会に提出する決算書を監査し、総会においてその結果を報告しなければならない。

(帳簿の保管)

第27条 第25条の規定により、総会の承認を経た書類、その他一切の会計帳簿及び記録、並びに会員名簿はこれを事務所に備えて置かなければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第28条 本会則の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

(附 則)

本会則は、昭和49年10月23日より施行する。

前条の規定により、従前の会則はこれを全部廃止する。

(附 則)

本会則は、昭和51年10月13日より施行する。